

臨床研究中核病院の追加指定について

- 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定に基づき、平成30年3月23日に北海道大学病院が臨床研究中核病院に承認された。

- これにより、これまでに承認されている臨床研究中核病院は以下の12医療機関である。

	医療機関名	承認年月日
1	国立がん研究センター中央病院	平成27年8月7日
2	東北大学病院	平成27年8月7日
3	大阪大学医学部附属病院	平成27年8月7日
4	国立がん研究センター東病院	平成27年9月29日
5	名古屋大学医学部附属病院	平成28年1月27日
6	九州大学病院	平成28年1月27日
7	東京大学医学部附属病院	平成28年3月25日
8	慶應義塾大学病院	平成28年3月25日
9	千葉大学医学部附属病院	平成29年3月23日
10	京都大学医学部附属病院	平成29年3月23日
11	岡山大学病院	平成29年3月23日
12	北海道大学病院	平成30年3月23日